

2～5 (略)
M031～M041 (略)
第2節・第3節 (略)
第13部 歯科矯正

通則

1・2 (略)
第1節 歯科矯正料

区分

N000・N001 (略)
N002 歯科矯正管理料 (略)
注1 (略)

2 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料、区分番号B000-4-3に掲げる口腔機能管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)又は区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。

3 (略)
N003～N028 (略)
第2節 (略)
第14部 病理診断

通則

1・2 (略)
O000 口腔病理診断料(歯科診療に係るものに限る。)
1・2 (略)
注1 1については、病理診断を専ら担当する歯科

2～5 (略)
M031～M041 (略)
第2節・第3節 (略)
第13部 歯科矯正

通則

1・2 (略)
第1節 歯科矯正料

区分

N000・N001 (略)
N002 歯科矯正管理料 (略)
注1 (略)

2 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)又は区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。

3 (略)
N003～N028 (略)
第2節 (略)
第14部 病理診断

通則

1・2 (略)
O000 口腔病理診断料(歯科診療に係るものに限る。)
1・2 (略)
注1 1については、病理診断を専ら担当する歯科